

議第 194 号 呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市企業立地条例（昭和 56 年呉市条例第 10 号。以下「条例」といいます。）の有効期限の延長，助成措置の拡充，助成措置の取消し等の事由の明確化等をするため，所要の規定の整備をします。

2 主な改正の内容

(1) 条例の有効期限の延長

令和 7 年 3 月 31 日までとしている条例の有効期限を 5 年間延長し，令和 12 年 3 月 31 日までとします。

(2) 助成措置の拡充

現在，企業が新たに立地することができる市が整備した産業団地（以下「公的団地」といいます。）には空き区画がほとんどなく，このような状況の中で本市の経済を持続的に発展させていくためには，既存の事業所を有する企業に対しては設備投資及び留置を，新規の事業用地を必要とする企業に対しては遊休地等の円滑な取得を更に促進する必要があります。

このため，現行の条例においては，「工場等新增設事業（雇用維持型）」に係る助成措置に関して，対象地域については市内の公的団地並びに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域等」といいます。）に，工業地域等に係る対象者については中小企業者に限定しているところ，この度の条例の一部改正により，対象地域を市内全域に拡大するとともに，対象者についても，中小企業者に限らず助成措置を受けることができるよう，所要の改正をします。

	改正前		改正後
対象地域	市内の公的団地	工業地域等	市内全域
対象者	製造業等の事業者	製造業等の事業者 (中小企業者に限る。)	製造業等の事業者

(3) 助成措置の取消し等の事由の明確化

現行の条例においては，助成措置の取消し等の事由の一つとして，助成措置を受けた者が「助成措置の決定後生じた事情の変更により，事業を継続することができなくなったとき」と規定しています。しかし，この規定には事業の継続についての期間の定めがないことから，助成措置を受けた者が社会経済情勢の変化等により事業を廃止した場合，市は助成措置を取り消すこととなるため，当該規定が事業所の譲渡・廃止にとって大きな障害となっています。

このため，企業が市の助成金の交付を受けて取得した公的団地内の土地の一部が低未利用地となり，公的団地不足の一因になっていると考えられます。

これらの状況を解決するため、この度の条例の一部改正により、助成措置の取消し等に係る事業継続の期間を、当該事業の開始の日から10年を経過する日までとします。

また、当該規定を、過去に助成措置の決定を受けた者についても適用するため、所要の経過措置を設けます。

(4) 助成措置の方法

市有地の譲渡又は有償貸付けに係る助成措置を行っていないことから、当該規定を削除します。

(5) 条文の整理

本社機能移転等促進事業は、東京都特別区内から市内への本社機能等の移転に対し助成措置をするものですが、既に市内に存する本社機能等を拡充する事業にも活用可能であると誤解される記述となっていることから、条文を分かりやすく整理します。

4 施行期日

公布の日（2(2)助成措置の拡充に係る改正規定は、令和7年4月1日）